

出資証券の発行廃止について

これまで組合員の皆様から出資いただいた際に出資証券を発行しておりましたが、組合員の皆様の譲渡等手続きの簡素化、紛失等のリスク軽減を図るため、出資証券の発行を廃止することとなりました。

つきましては、平成27年8月1日以降の取扱いは下記のとおりとなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 現行出資証券の扱いについて

平成27年8月1日から出資の無証券化に移行いたします。これに伴いまして、お手数をおかけいたしますがお手元の出資証券を破棄いただきますようお願い申し上げます。

なお、無証券化しましてもJ Aとの権利・義務関係等は何ら変わるものではございません。

※J Aの出資証券は任意に発行している証拠証券であり、それ自体は財産的価値を持つものではございません。

2 出資証券廃止後の対応について

- (1) 組合員の方からの依頼により「出資金残高証明書」を発行いたします。
- (2) 毎年「出資金配当金支払い及び出資金残高のご案内」を発行し、出資配当金と併せて前年度末出資金残高の通知を行います。
- (3) 脱退時等における出資金の払い戻しは、当J Aで管理する組合員名簿に基づく出資額により行いますので、出資証券の提示は必要ございません。

3 問い合わせ先について

ご不明な点等ございましたら、当J A各支店までお問い合わせください。